

# 大学の質保証システムに係る 現状等について

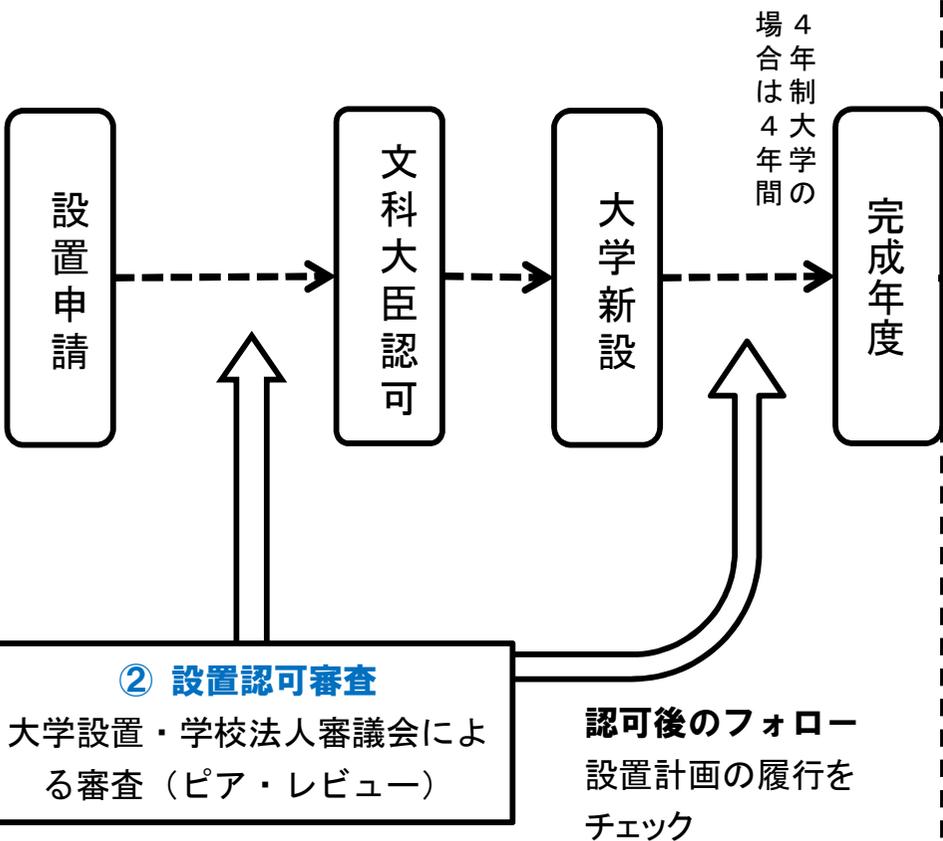
# 資料目次

1. 我が国における大学の質保証の概要	2
2. 内部質保証	5
3. 設置認可	8
4. 設置基準	18
5. 認証評価	24
6. 情報公表	32

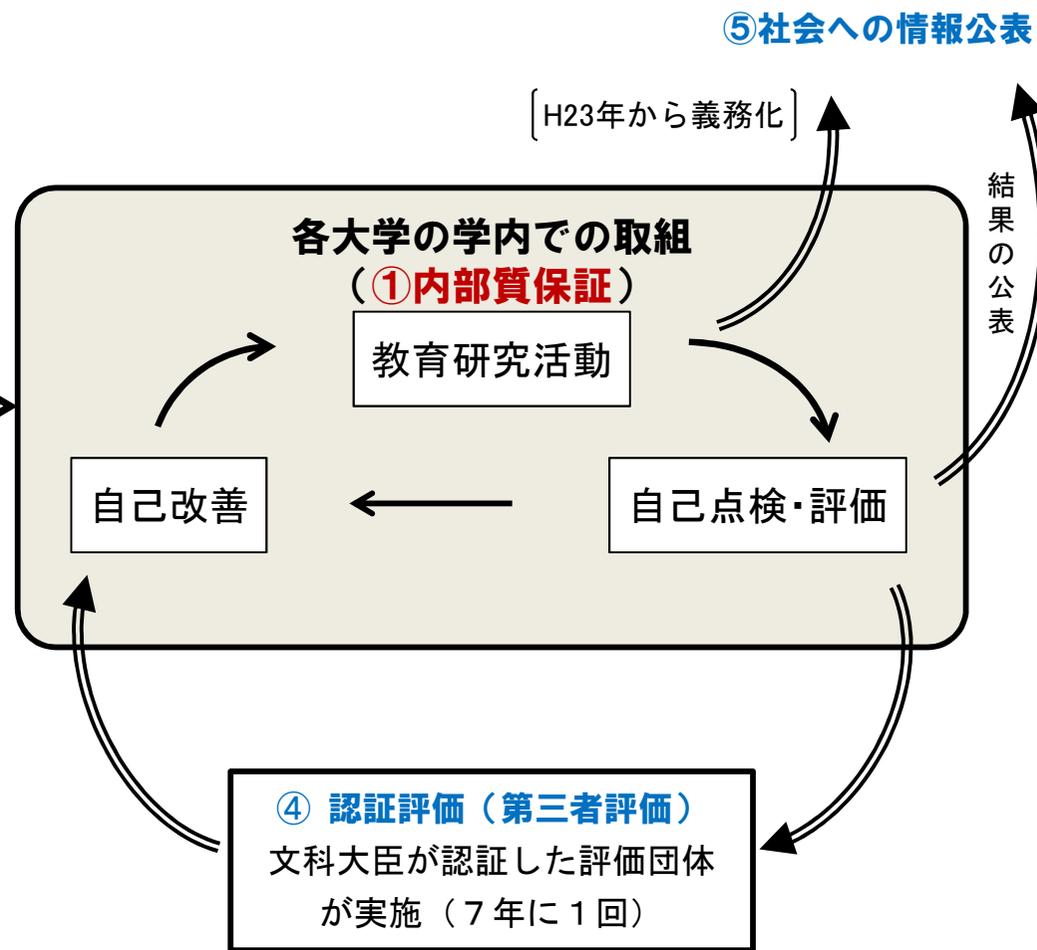
# 1.我が国における大学の質保証の概要

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

## 【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



## 【恒常的な質保証】



## ③ 大学設置基準

教育課程，教員数・教員資格，校地・校舎面積などの最低基準を定める（教育研究水準を確保）

# 平成15年の質保証に関する制度改革の概要

## 【規制改革の動き】

### ○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・ 大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・ 大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・ 第三者による継続的な評価制度の導入

## 【中央教育審議会の提言】

### ○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

- ・ 設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・ 抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・ 審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・ 国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・ 評価結果を公表

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・ 段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



## ①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
  - ・ 既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
  - ・ 大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。（医師、歯科医師等の養成分野は除く。）
  - ・ 大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。（工業（場）等制限法の廃止に伴う措置）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）
  - ・ 審議会内規等で定められていた審査基準について、一覧性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
  - ・ 同時に従来の個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る

## ②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・ 全ての大学が7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
- ・ 認証評価機関は評価結果を公表する。

## ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

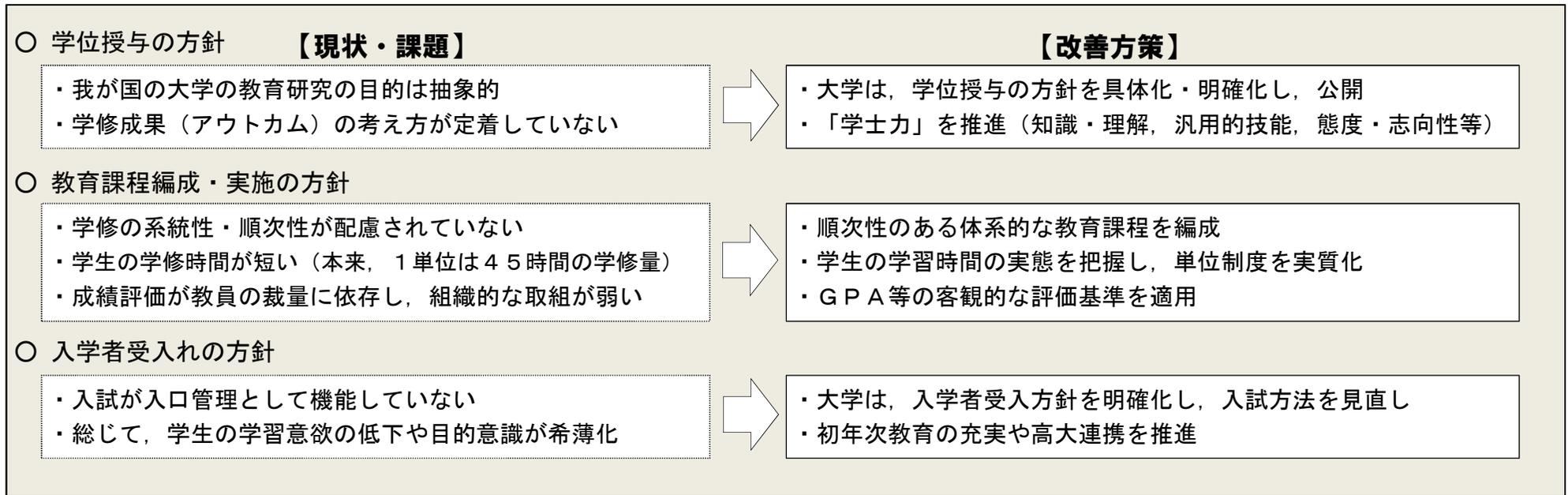
- ・ 法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」を規定し、早期の改善を促す。
- ・ 改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

## 2.内部質保証

# 大学内における質保証について

## 学士課程教育（学部教育）における質の保証と向上

### ①中央教育審議会では、各大学に、学士課程教育（学部教育）において、3つの方針の明確化を提言（平成20年）



### ②各大学では、教育の質を保証し、さらに向上させる取組が推進

- （例）
- 学部・学科の教育研究目的の明示を義務化（H20～）
    - ※教育研究目的を定める大学： H18年 59%→H20 93%の大学
  - シラバスを公表、成績評価と卒業認定の客観性・厳格性を確保するよう義務化（H20～）
    - ※シラバスを作成・公表する大学： H20 96%
    - ※GPAにより厳格な成績判定を行う大学： H12年 10%→H20年 45%
  - 教員の教育面の業績評価が進展
    - ※H16年 28% → H20年 47%の大学が実施
  - 7年ごとに全大学が外部評価（認証評価）を実施（H16～）
    - ※H22年度までに、全大学が認証評価を受け、結果を公表

### ③国は、各大学の優れた事例を支援

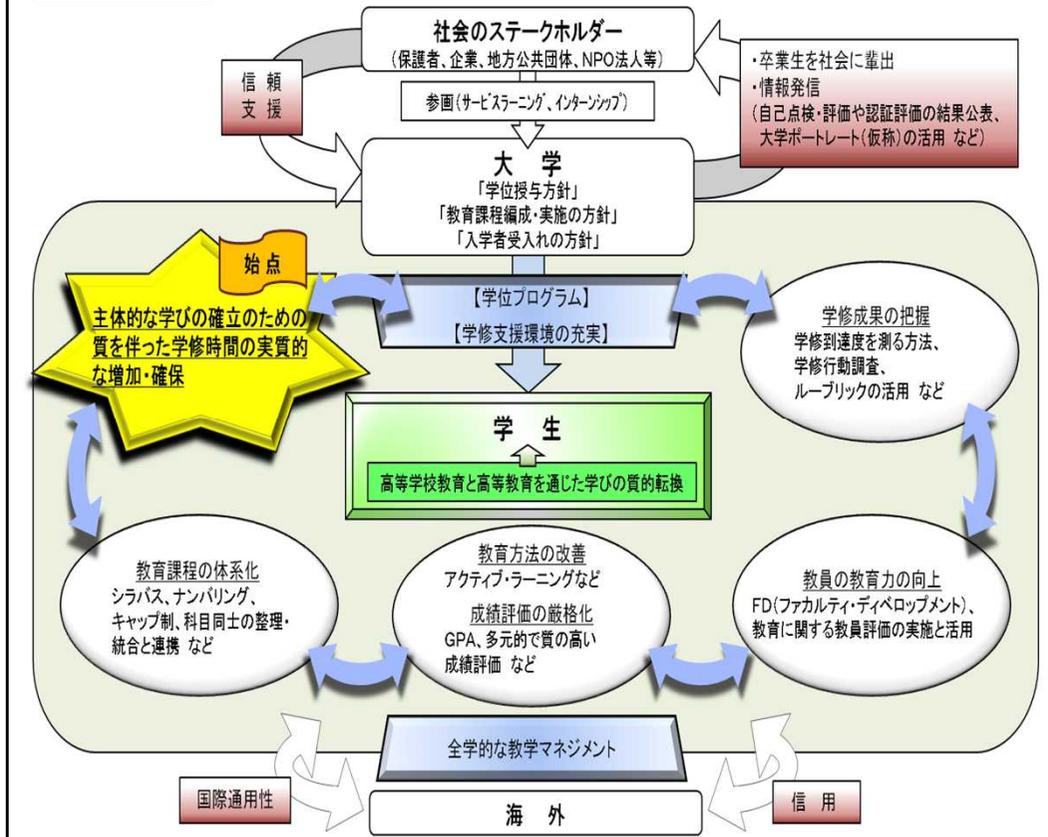
- （例）
- 情報環境整備による成績評価の厳格化
  - eラーニングと対面授業によるブレンディド学習
  - きめ細かい学生サポートの充実
  - 産学協力による専門人材の育成
  - 体系的な教育課程に基づく、大学院教育の実質化
  - 学生の卒業後の自立の観点からの就業力の育成

## ◇我が国を取り巻く社会環境と高等教育の現状と課題

- ・グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等社会の急激な変化に伴い、地域社会や産業界は、社会の変化に対応する基礎力と将来に活路を見いだす原動力として有意な人材の育成や学術研究の発展を大学に期待。
- ・高等教育段階で培うことが求められる「学士力」を備えた人材を育成するためには、主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ・一方、日本の学生の学修時間が諸外国の学生と比べて短いという現実。

### 学士課程教育の質的転換

- 主体的な学修時間の増加・確保を始点とした、学士課程教育の質的転換のための好循環を作り出すことが必要。
- 教員中心の授業科目の編成から組織的・体系的な教育課程への転換が必要。



### 今後の具体的な改革方策

#### 大 学

- 大学の学位授与方針(育成する能力)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、
  - ・体系的な教育課程(P)
  - ・教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D)
  - ・アセスメント・テストや学修行動調査(学修時間等)の活用による学生の学習成果、教員の教育活動等の評価(C)
  - ・教育課程や教育方法等の更なる改善(A)
 という改革サイクルを確立する。

#### 協 力 支 援

大学支援組織	文部科学省等	地域社会・企業等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○FDやIRの専門家の養成</li> <li>○大学情報の積極的発信の促進</li> <li>○学修成果の把握の具体的方策の研究・開発</li> <li>○大学評価の改善</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基盤的経費や補助金等の配分を通じた改革サイクル確立の支援</li> <li>○FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究</li> <li>○学生に対する経済的支援や公財政措置の充実</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学士課程教育への参画(インターンシップ、社会体験活動等)や学生に対する経済的支援の充実等の連携・協力</li> <li>○地域社会の核である大学との連携や積極的活用</li> <li>○就職活動の早期化・長期化の是正</li> </ul> 等

# 3. 設置認可

# 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

## 【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
  - 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
  - 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

## 【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:3月末、学部等新設:5月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:7ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(10月末頃)

## 【審査の基準】 教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

①教学面：文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

### ◆全体の設置計画についての審査

#### 〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

#### 〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

#### 〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

#### 〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

### ◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

②財政計画・管理運営：文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。

#### 〔施設・設備の整備状況〕

- ・校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。(校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。)

#### 〔設置経費〕

- ・施設及び設備の設置経費が標準設置経費(※)を下回っていないこと。

#### 〔経常経費〕

- ・人件費等の経常経費については、標準経常経費(※)を下回っていないこと。

#### 〔設置に必要な財源〕

- ・設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

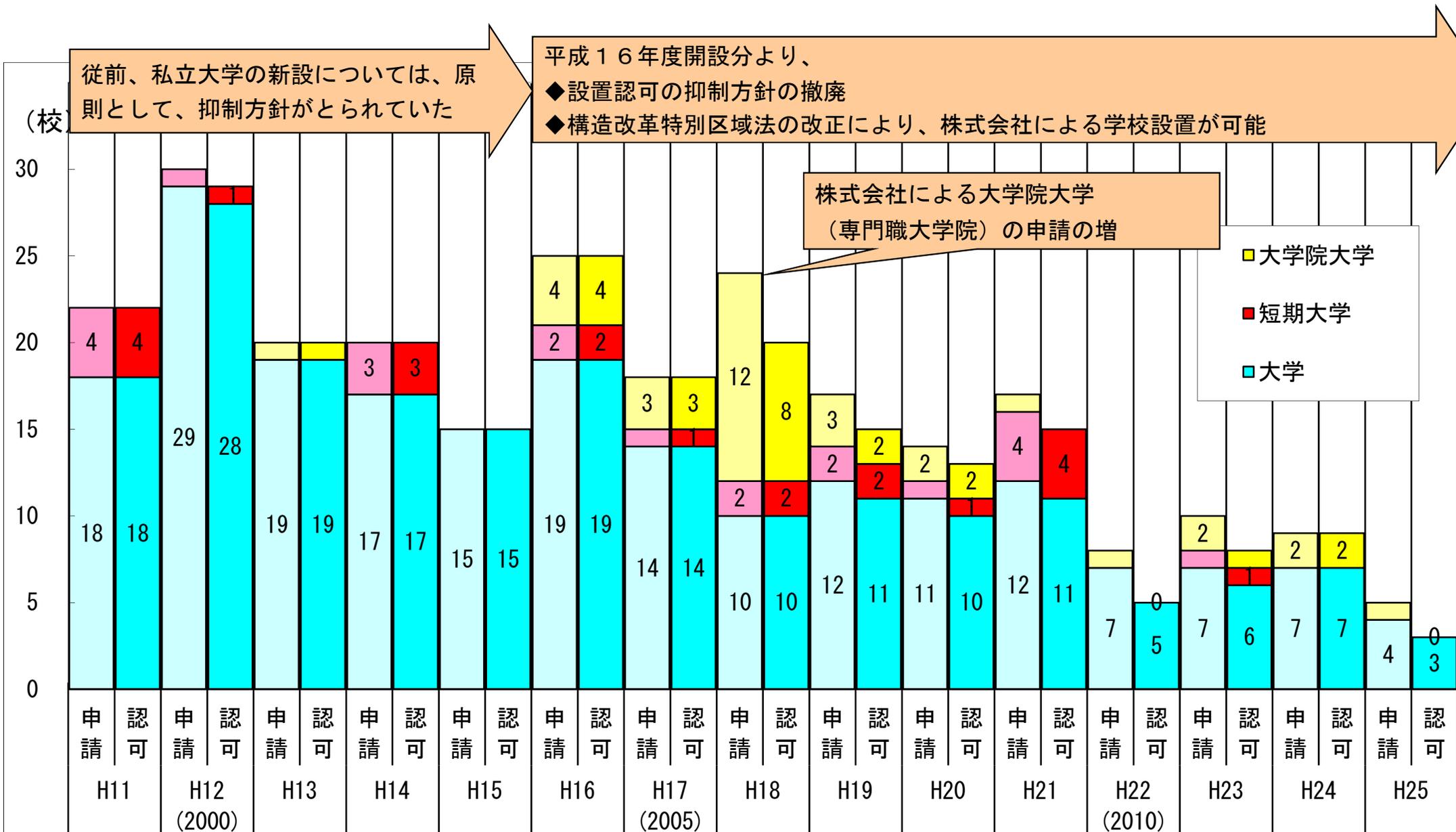
#### 〔管理運営〕

- ・大学等を設置するにふさわしい管理運営体制(役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など)が整備されていること。

※ 設置基準上の最低基準をベースに算定した、大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

# 公私立大学の新生に係る申請・認可状況の推移

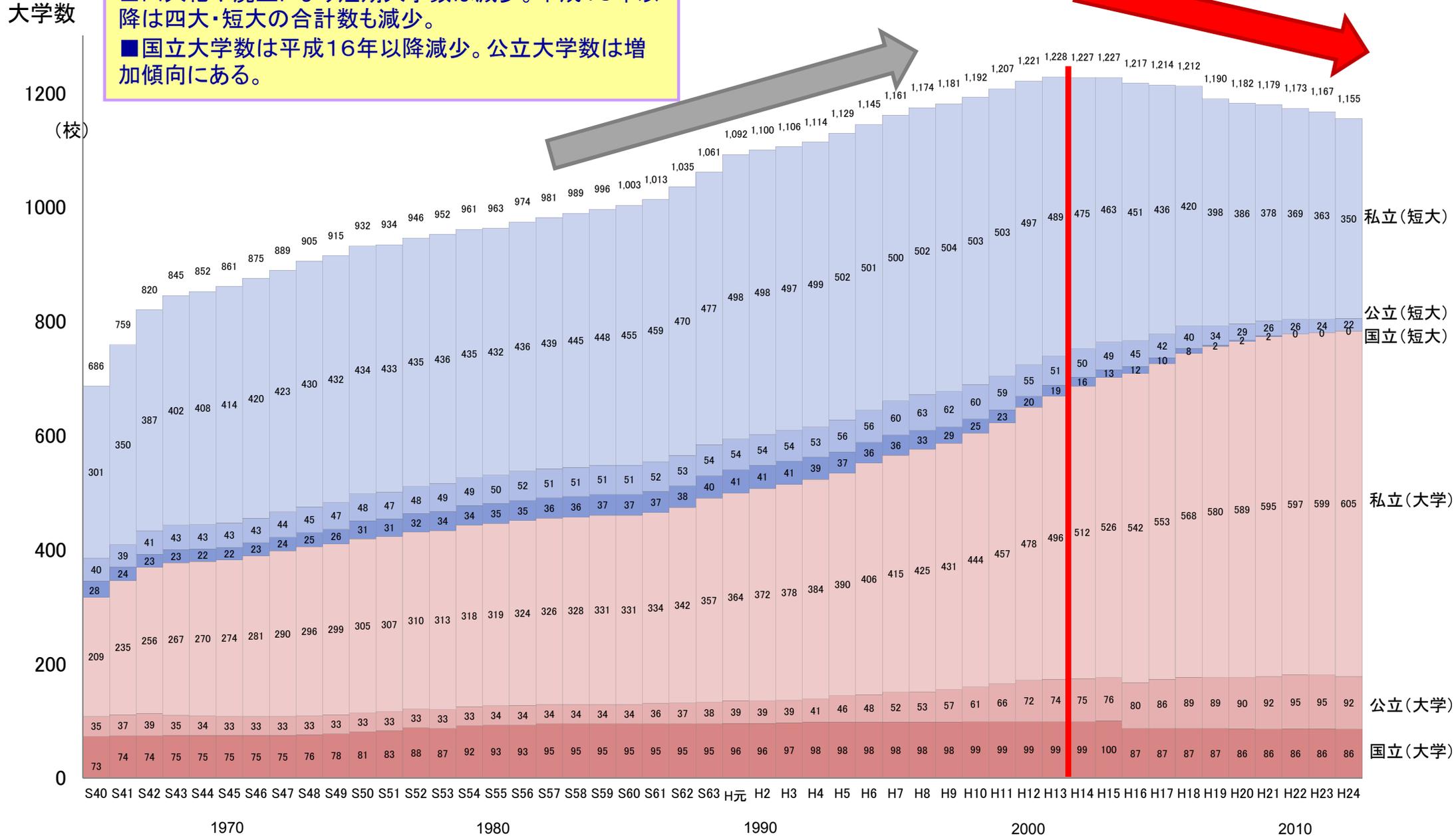
○平成15年度の設置認可の弾力化以降、平成16、18年度に申請件数が増加したが、その後は減少傾向にある。



# 近年の大学・短大数の推移(昭和40～平成24年度)

## 【近年の主な傾向】

- 四大化や廃止により短期大学数は減少。平成13年以降は四大・短大の合計数も減少。
- 国立大学数は平成16年以降減少。公立大学数は増加傾向にある。



※学生募集停止の学校も含む。  
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

(出典)文部科学省「学校基本調査」

# 設置認可の弾力化の現状と課題

- 学部等の改組を含む設置認可申請数は平成16年度以降しばらく増加したが、設置認可申請内容に課題のある件数が増加しており、「大学らしさ」「大学にふさわしい教育・研究水準」の共通理解に懸念が生じている。



- そこで、虚偽申請に対するペナルティ制度（H18）や明らかな準備不足の申請への「早期不認可」を導入（H21）。  
また、長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的が、人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化（H25）。

開設年度	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
認可申請数	226	353	340	297	281	202	128	134	113	97	84	73	64	68	64	
あった件数 申請に課題が	保留 (最終的には認可)	0	1	2	5	0	4	0	3	1	3	12	7	14	3	14
	取下げ	3	3	2	6	4	2	0	6	3	14	4	11	12	13	17
	不認可	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1	0	0	2	1
	合計	3	4	4	11	4	10	1	11	4	17	17	18	26	18	32
認可件数	223	350	338	291	277	196	127	126	110	87	78	66	52	53	46	
届出件数	-	-	-	-	-	276	265	356	243	258	235	223	155	183	139	

← 準則主義の開始

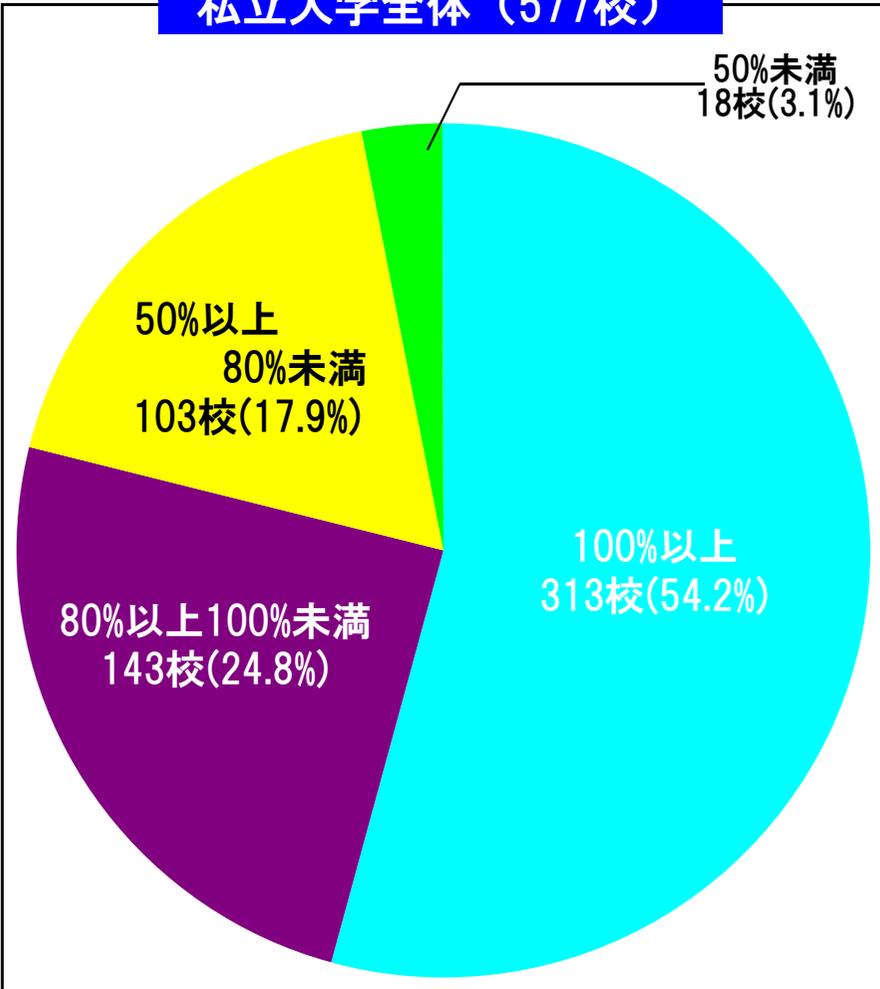
← 「ペナルティ」  
制度の導入

← 「早期不認可」  
制度の導入

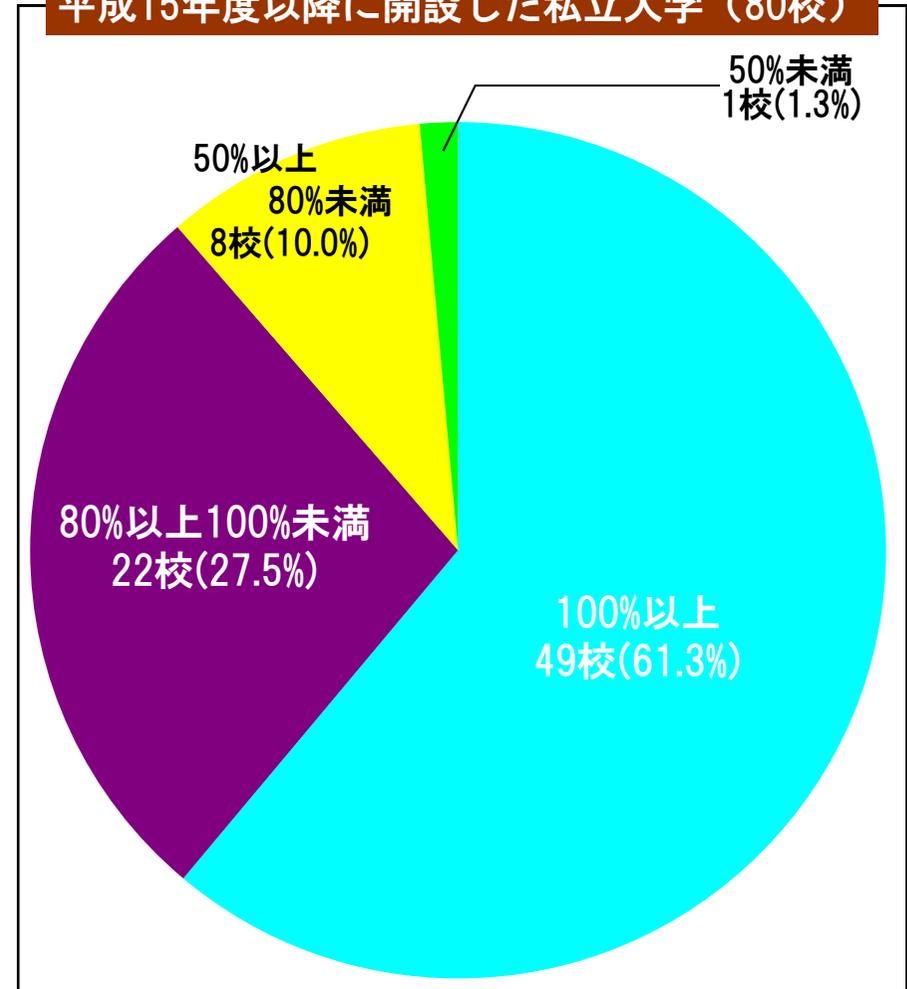
# 私立大学の入学定員充足状況（平成24年度）

平成24年度に入学定員を充足した大学の割合は、私立大学全体（577校）よりも、平成15年度以降に開設した私立大学（80校）の方が高い。

## 私立大学全体（577校）



## 平成15年度以降に開設した私立大学（80校）



※ 募集停止中等の大学、通信制課程・大学院のみを設置する大学は含めていない。

※ 入学定員充足率は、平成24年度に開設した大学は文部科学省のデータ、平成5年度から平成23年度までに開設した大学は日本私立学校振興・共済事業団のデータをもとに作成。

# 「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」報告への対応状況

## 【検討会提言事項】

## 【対応状況】

### 1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

- (1) 学生確保等に係る審査基準の明確化
- (2) 審査の充実  
(大学新設に係るもの)
  - ① 全体構想審査の実施
- (認可を要するすべての申請に係るもの)
  - ② 学生確保の見通し等の審査体制の充実
  - ③ リスクシナリオの確認



- (1) 平成25年3月、認可基準告示を改正し、「学生確保の見通しがあること」、「人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであること」を基準上明確化（平成25年度審査から適用）
- (2) 大学設置・学校法人審議会において以下の事項を実施
  - ① 大学新設に関して審査の初期段階で理事長・学長予定者（必要に応じて地元自治体）の面接を実施
  - ② 平成25年度から、委員を拡充し、大学設置分科会、学校法人分科会合同で学生確保の見通し等の審査を実施
  - ③ 平成25年度審査から、大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針を確認

### 2. 速やかな具体化に向けた検討が期待される事項

- (1) 設置基準等の明確化
- (2) 学校法人のガバナンスの確保
- (3) 審査スケジュールの見直し
- (4) 申請書類の作成方法の明確化
- (5) 設置に必要な財産確保の徹底



- (1) 今後、中央教育審議会大学分科会で議論
- (2) 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会で検討中
- (3) 大学設置・学校法人審議会両分科会において審査期間の延長、認可時期の早期化について検討中
- (4) 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会で検討中
- (5) 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会で検討中

### 3. 大学の質向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善、充実を図っていくべき事項

- (1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、質保証のトータルシステムの確立
- (2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計
- (3) 学生や保護者の立場に立った情報公開の一層の促進



今後、中央教育審議会大学分科会、大学設置・学校法人審議会において議論

# 設置計画履行状況等調査（アフターケア）について

## 1. 目的

○大学等の設置後、設置認可時の留意事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況などの設置計画の履行状況等について報告を求め、確実に履行されているかを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施。

## 2. 根拠

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）

（平成18年3月31日 文部科学省令第12号）

（履行状況についての報告等）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

## 3. 調査の付託先委員会

○設置計画履行状況等調査委員会

## 4. 調査方法

○各大学から提出された『設置計画履行状況報告書』等に基づき、悉皆の「書面調査」を行った上、必要に応じ、「面接調査」又は「実地調査」を実施。

【平成24年度実績】

書面調査1,068件

（うち面接調査20件、実地調査38件）

## 5. 調査の結果

○調査結果については、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に報告し、審議の上、留意事項を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表。

## 1. 制度概要及び現行制度上の課題

(1)届出制度について:学部等の設置において、学位の種類又は分野の変更を伴わないものについては、既存の教員等の活用によって一定の質の担保が可能である場合、認可の例外として文部科学大臣に予め届出することによって設置が可能(学校教育法第4条第2項等)

(2)現行制度における課題:

・既存の教員等の活用では「対応困難」と考えられるものまで届出の対象となっており、質保証の観点から大きな課題がある(\*本来、届出制度の趣旨から排除すべきものが、規定の不整備によって排除し切れていない。そのため、認可審査を避けるための「抜け穴」的に使用されるということが起こりうる。

## 2. 現行制度における抜け道

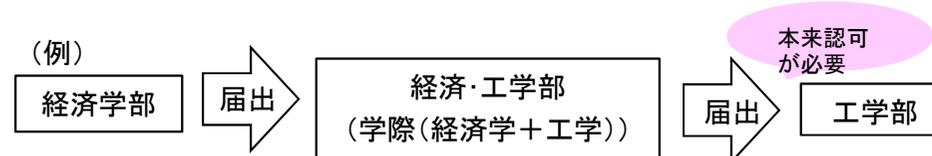
(1)目的養成分野の取扱いにおける抜け道:

・「保健衛生学関係」は、「保健衛生学関係」(放射線技師、鍼灸、柔道整復師等)、「看護学関係」(看護師・助産師等)、「リハビリテーション関係」(理学療法士・作業療法士等)、歯科医療関係(歯科衛生士等)等、学問分野の括り方が大きいため、本来なら、専門分野が大きく異なるものが、届出制度で設置ができてしまうという制度上の抜け穴がある。



(2)学際分野の取扱いにおける抜け道:

・学際分野の見なし規定で、2段階の届出設置で、本来なら認可が必要となるような、全く異なる分野のものにすることができてしまうという制度上の抜け穴がある。



## 参照条文

○学校教育法

第四条（略）

○2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。

この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二・三（略）

○学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）

（学位の種類及び分野の変更に関する基準）

第一条 大学の学部、学部の学科、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は専攻に係る課程の変更(以下この項において「設置等」という。)であつて、学校教育法(以下「法」という。)第四条第二項第一号又は学校教育法施行令(以下「令」という。)第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと

二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係(法曹養成関係を除く。)、法曹養成関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係

備考 学際領域等右記の区分により難しい学位の分野の判定に当たっては、設置等又は開設に係る学部等の教員数(大学設置基準(昭和三十二年文部省令第二十八号)その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。)の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。

## 4. 設置基準

# 設置基準の概要

大学設置基準（昭和31年10月文部省令第28号）

（趣旨）

第1条

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

## ◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

## ◆教育研究上の基本組織◆

- 学部
- 学科
- 課程
- 学部以外の基本組織

## ◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

## ◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

## ◆収容定員◆

- 収容定員

## ◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示

## ◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修等
- 大学以外の教育施設等における学修
- 入学前の既修得単位の認定
- 長期履修
- 科目等履修生
- 卒業の要件

## ◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 付属施設

## ◆事務組織等◆

- 事務組織
- 構成補導の組織

## ◆共同教育課程に関する特例◆

- 共同教育課程の編成等

# 設置基準に関する論点①

## ○校地の別地(複数キャンパス)に関する基準

別地キャンパスについて現行規定では、複数キャンパスを置く場合にはそれぞれに必要な教員を置くことや必要な施設及び設備を備えることを求めているが、具体的な施設・設備の内容、校舎面積等について必ずしも明確ではない。また、運動場を別地に設ける場合は「適当な位置」に設けると定められているが、適当な位置について必ずしも明確ではない。

<現行規定>

### ○大学設置基準

第七条 (略)

2~3 (略)

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

2~3 (略)

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合には、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

<準則化前の基準>(平成15年に廃止)

### ○大学設置審査基準要項細則(大学設置分科会長決定)

#### 五 校地

##### 3 校舎敷地と運動場

ア 大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道一時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の二分の一以上なければならない。

② 二以上の学部(短期大学の場合には学科)がある場合で、それらが二以上の団地に学部単位で分散している場合には、個々の団地が基準面積以上(略)でなければならない。(略)

##### 4 既設の学校の教育条件の確保

カ 大学の場合は、学部ごとに遠距離に分散しても差し支えない。ただし、学部ごとに大学としての教育に差し支えないだけの施設設備及び教員組織が整備されていることを原則とする。

キ 短期大学の学科の場合は、原則として近接地にななければならない。この場合は同一都道府県程度を限度とする。

## 設置基準に関する論点②

### ○サテライト・キャンパスに関する基準

大学設置基準第25条4項及び同規定を受けた告示(「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」(平成15年文部科学省告示第43号))では、大学が校舎及び附属施設以外の場所で授業を行うことを認めているが、別地キャンパスとの区別が必ずしも明らかでなく、また、その要件が質保証において十分なものか検討する必要がある。

#### <現行規定>

#### ○大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)

##### 第25条 1~3(略)

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

#### ○大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

##### (平成十五年文部科学省告示第四十三号)

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
- 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること
- 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
- 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育に相応しい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること

# 設置基準に関する論点③

## ○専任教員の「専任性」に関する基準

現行規定においては、専任教員は一の大学においてのみ「専任」となる(複数大学でのダブルカウントは不可)ことや、専ら当該大学における教育研究に従事することが定められているが、大学以外の業務との関係や勤務実態との関係に関して必ずしも明らかではない。また、「教育研究上特に必要があり」、「教育研究の遂行に支障がない」場合には他の業務に従事する者を専任教員とすることができる例外規定が置かれているが、特別の必要性や教育研究上の支障についての具体的な判断基準は存在しない。

### <現行規定>

#### ○大学設置基準

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

### <準則化前の基準>(平成15年に廃止)

#### ○大学設置審査基準要項細則(大学設置分科会長決定)

##### 三 教員組織について

1 専任教員数の算定(規定が詳細であるため主な内容を抜粋)

(5)次に掲げる者は、基準上、専任教員数に参入しない。

ア 会社の役員及び職員。ただし、非常勤の者であって、授業及び研究に支障がないと認められる場合は、この限りではない。

イ 弁護士、公認会計士、税理士、医師等として専ら業務に従事している者。

ウ 演奏家、作曲家、小説家、評論家及び画家等で、演奏活動等のため、授業及び研究に著しく支障があると認められる者。

エ 専任となろうとする大学と遠隔の地に居住しているため授業及び研究に支障があると認められるもの。

オ 専任教員の基本給については特に留意し、特別の場合を除き、余りに少ない場合は専任に疑義あるものとする。

# 設置基準に関する論点④

## ○大学院大学(独立大学院)に関する基準

大学院大学の施設等については、大学設置基準において校地・校舎の面積基準等の適用が除外されており(第51条)、また大学院大学に置かれる大学院に関しても大学院設置基準において「教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有する」(第24条第1項)とされているが、「十分な規模」について具体的な規定が存在しないため、その数量基準が必ずしも明らかではない。

### <現行規定>

#### ○学校教育法

第百三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、(中略)学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

#### ○大学院設置基準

第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。

### <準則化前の基準>(平成15年に廃止)

#### ○大学院大学の審査基準について(大学設置分科会長決定)

##### 1 設置構想

(2)学部を置くことなく大学院を置く教育研究上特別の必要性があること。

- ① 当該大学院大学の教育研究の目的・内容の上から、学部を置くことなく大学院を置くことが特に必要であること。
- ② 当該大学院大学の設置が我が国の学術の進展のため積極的な意義を有することが明らかであること。

##### 4 校地・校舎

校地・校舎の面積は、収容定員に応じ大学設置基準に定める学部等に係る基準に準じて個別審査する。

## 5. 認証評価

## 【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられている。

## 【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

## 【内容】

- ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）  
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価（7年以内ごと）
- ② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）  
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）
  - ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
  - ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

# 認証評価機関の一覧（機関別認証評価）

学校の種類	認証評価機関	認証日
大学	公益財団法人大学基準協会	平成16年8月31日
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成21年9月4日
短期大学	一般社団法人短期大学基準協会	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年1月25日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成21年9月4日
高等専門学校	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年7月12日

# 認証評価機関の一覧（専門職大学院認証評価）

分野	認証評価機関	認証日
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	特定非営利活動法人 ABEST21	平成19年10月12日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営（経営管理、会計、技術経営、ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	特定非営利活動法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成（教職大学院、学校教育）	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	特定非営利活動法人 ABEST21	平成23年10月31日
	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人 ビューティビジネス評価機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人 日本造園学会	平成24年7月31日

※認証評価機関が未整備の分野（4分野）

福祉マネジメント、グローバル・コミュニケーション実践、デジタルコンテンツ、映画プロデュース

# 機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

	機関別認証評価	専門職大学院	
		うち法科大学院の適確認定	
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育研究上の基本組織</li> <li>②教員組織</li> <li>③教育課程</li> <li>④施設及び設備</li> <li>⑤事務組織</li> <li>⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表</li> <li>⑦財務</li> <li>⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教員組織</li> <li>② 教育課程</li> <li>③ 施設及び設備</li> <li>④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育活動等の状況の情報提供</li> <li>② 入学者の多様性の確保</li> <li>③ 教員組織</li> <li>④ 学生数の適正管理</li> <li>⑤ 教育課程の編成</li> <li>⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定</li> <li>⑦ 授業の方法</li> <li>⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保</li> <li>⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施</li> <li>⑩ 履修科目の登録の上限の設定</li> <li>⑪ 法学既修者の認定</li> <li>⑫ 教育上必要な施設及び設備</li> <li>⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備</li> <li>⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)</li> </ul>
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)
評価体制			法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第4条第2項)

細目省令:学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令  
 連携法:法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

# 認証評価の実施実績

○ 認証評価制度が平成16年度に開始して、学生募集停止を決定した大学を除くすべての大学が、第1サイクルの認証評価を受審。

## 大学

機関名		16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
大学評価・学位授与機構	国立	-	2	7	37	4	27	7	1	3	88
	公立	-	2	3	0	5	10	15	5	1	41
	私立	-	0	0	1	2	0	3	1	0	7
	計	-	4	10	38	11	37	25	7	4	136
大学基準協会	国立	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	公立	6	5	3	5	2	9	11	5	3	49
	私立	28	19	44	49	42	48	52	25	26	333
	計	34	25	47	54	44	57	63	30	30	384
日本高等教育評価機構	国立	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公立	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立	-	4	16	38	58	71	85	13	13	298
	計	-	4	16	38	58	71	85	13	13	298
総 計		34	33	73	130	113	165	173	50	47	818

## 短期大学

機関名		16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
大学評価・学位授与機構	国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	-	2	1	1	2	1	5	0	-	12
	私立	-	0	0	1	0	0	0	0	-	1
	計	-	2	1	2	2	1	5	0	-	13
大学基準協会	国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	-	-	-	0	2	2	2	1	2	9
	私立	-	-	-	2	3	0	5	0	1	11
	計	-	-	-	2	5	2	7	1	3	20
短期大学基準協会	国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立	-	30	44	51	55	65	83	0	33	361
	計	-	30	44	51	55	65	83	0	33	361
総 計		-	32	45	55	62	68	95	1	36	394

# 第2サイクルの認証評価における各評価機関の取組

○ 第2サイクルの認証評価では、各認証評価機関は、学修成果や大学における自主的・自律的な質保証（内部質保証）を重視した評価や大学の機能に着目した評価に発展させている。

## <大学基準協会>

### ①学習成果の評価

各大学において、学習成果を的確に評価するために、評価方法や評価指標の開発を進めるとともに、学位授与方針に基づき、適切に学位授与が行われているかを評価。

### ②内部質保証の評価

積極的な情報公開、自己点検・評価の実施とそれに基づく改革・改善を行う体制の整備などについて評価。

旧基準	新基準
1 理念・目的	1 理念・目的
2 教育研究組織	2 教育研究組織
3 教育内容・方法	3 教員・教員組織
4 学生の受入れ	4 教育内容・方法・成果
5 学生生活	5 学生の受入れ
6 研究環境	6 学生支援
7 社会貢献	7 教育研究等環境
8 教員組織	8 社会連携・社会貢献
9 事務組織	9 管理運営・財務
10 施設・設備	10 内部質保証
11 図書・電子媒体等	
12 管理運営	
13 財務	
14 点検・評価	
15 情報公開・説明責任	

(新基準は平成23年度から適用)

## <大学評価・学位授与機構>

### ①学習成果の評価

人材養成目的に照らして、身に付けるべき知識・技能・態度等について、また、卒業後の進路状況等から判断して学習成果が上がっているかを評価。

### ②教育の内部質保証システムの評価

教育の状況を点検・評価し、改善・向上を図るための体制整備、教員等に対する研修など資質向上のための取組の状況について評価。

### 【参考】選択評価

大学の個性の伸長と特色の明確化に役立てるため、認証評価の枠組みとは別の任意の取組として、「研究活動」、「地域貢献活動」又は「教育の国際化」のうちから大学が選択する事項について評価を実施

旧基準	新基準
1 大学の目的	1 大学の目的
2 教育研究組織（実施体制）	2 教育研究組織
3 教員及び教育支援者	3 教員及び教育支援者
4 学生の受入	4 学生の受入
5 教育内容及び方法	5 教育内容及び方法
6 教育の成果	6 学習成果
7 学生支援等	7 施設・設備及び学生支援
8 施設・設備	8 教育の内部保証システム
9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	9 財務基盤及び管理運営
10 財務	10 教育情報の公表
11 管理運営	

(新基準は平成24年度から適用)

## <日本高等教育評価機構>

### ①教育目的の達成状況等の評価

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発の状況や、教育内容・方法等の改善に向けた評価結果のフィードバックの状況について評価。

### ②自己点検・評価に関する評価

エビデンスに基づいた自己点検・評価の実施状況や、結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みとその機能などについて評価。

### ③大学の使命・目的に応じた独自基準による評価

全大学に共通する評価基準に加えて、各大学の使命・目的に基づく独自の基準の設定と自己点検・評価を求めている。

旧基準	新基準
1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	1 使命・目的等
2 教育研究組織	2 学修と教授
3 教育課程	3 経営・管理と財務
4 学生	4 自己点検・評価
5 教員	
6 職員	
7 管理運営	
8 財務	
9 教育研究環境	
10 社会連携	
11 社会的責務	

→ 上記に加え、「大学独自の基準・基準項目」を設定

(新基準は平成24年度から適用)

## (1) 評価を通じた質の保証・向上の促進

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

### 【現状】

現在の認証評価は、法令適合性など最低基準の確認が中心。



- ・ 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価への転換。
- ・ 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信すること。
- ・ 認証評価を通じて学習成果の把握・検証を促進すること。

### 【施策】

#### ①機能別評価の導入 ～多様な大学の状況に応じた評価へ～

大学の多様性に対応した評価を行うため、最低限の質保証のための評価を簡素化し、特定の教育研究活動(国際的な教育活動、教養教育、地域貢献等)に重点を置いた評価を実施。

⇒新たな評価の類型として、特定の教育研究活動に重点を置いた評価を位置付け。

#### ②大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発

大学の強みや特徴を明らかにし、大学間や専門分野間で比較可能で、客観的な指標を開発。

⇒各大学における機能強化等の達成目標、大学関係予算の採択・配分、機能別評価の評価指標として活用。

#### ③学習成果を重視した評価 ～インプット中心から、プロセス・アウトカムを重視した評価へ～

教育目的や教員数など、教育研究環境を中心とした評価から、教育研究活動の状況や教育研究の成果、成果把握とそれによる改善を中心とした評価への発展を促進させる。

⇒認証評価機関が教育研究成果の評価に対応できるよう、実態把握の手法を開発するとともに、共通の評価内容として教育研究成果を位置付け。

## (2) 評価の効率化

### 【現状】

大学は、複数の評価に対応しており、評価疲れなどの指摘。



- ・ 情報公表や評価制度間の連携を図ることにより、評価業務の効率化を図ること。

### 【施策】

#### ①「大学ポートレート」の活用 (※ 平成24年度から先行実施、平成26年度から本格実施)

「大学ポートレート」等を用いて、積極的に情報公表に取り組む大学については、認証評価機関の判断により、評価を簡素化できるようにする。⇒認証評価を簡素化するための要件や共通的な仕組みを規定。

#### ②認証評価と国立大学法人評価の一体的実施

国立大学法人の中期目標の達成状況の評価にあたり、認証評価と一体的に実施し、その結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

⇒国立大学法人評価において、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

## (3) 社会との関係の強化

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

### 【ピアレビューを前提としながら、幅広い関係者の声を反映する仕組み】

- ・ 認証評価において、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く
- ・ 認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する
- ・ 評価制度の不断の改善のための調査研究の実施

認証評価機関の共通的な取組として位置づけ

## 6. 情報公表

# 大学の情報公表に関する制度的経緯

## ●平成11年 大学設置基準の改正

大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定(第2条)

## ●平成16年 国立大学法人法

中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化

財務情報等の公開義務を規定(独立行政法人通則法第38条を準用)

H11: 行政機関情報公開法(H13施行)

H14: 小・中学校の積極的情報提供

H16: 高校の積極的情報提供

## ●平成16年 地方独立行政法人法

中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化

公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定(第34条)

## ●平成16年 学校教育法の改正

自己点検・評価の公表を義務化(第109条)

認証評価制度の施行

## ●平成17年 私立学校法の改正

財務情報等の公開義務を規定(第47条)

## ●平成19年 大学院設置基準の改正 (平成20年に大学設置基準でも同様の内容を規定)

人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定(第2条の2、第25条の2)

## ●平成19年 学校教育法の改正

教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(第3条)

## ●平成23年 学校教育法施行規則の改正

各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化。

情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ。(第172条の2)

# 大学ポートレート(仮称)構想の検討経緯(概略)

●平成23年4月 学校教育法の施行規則の改正により、各大学が公表すべき教育情報を明確化。

●平成23年8月 「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」  
(文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」)  
◇大学関係者による教育情報の活用・公表の共通基盤の構築の検討を提言

●平成23年8月 中央教育審議会大学分科会「これまでの主な論点について」  
◇大学教育の情報発信の仕組み(大学ポートレート(仮称))の整備について提言。

こうした活動を前提としながら、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質の向上を図る観点から、各大学の特色や強みをはじめとする教育情報が、大学関係者に共有されるとともに、大学に関心を持つ者に幅広く分かるようにする仕組み(以下では「大学ポートレート」と仮称する。)を、可能な限り早期に整備することが必要である。

(中略)

こうしたデータベースを含む仕組みの検討に当たっては、平成23年8月の「大学における教育情報の活用と公表に関する中間まとめ」に基づき、大学団体の参画により、いわば大学コミュニティによる自主的・自律的なものとしてなされるべきである。



●平成24年2月～大学ポートレート(仮称)準備委員会での検討を開始  
◇5月より、ワーキンググループを設置して専門的事項の検討を開始。

# 大学ポートレート（仮称）準備委員会の検討経過（概要）

平成24年11月27日  
中教審大学分科会（第111回）資料

## 検討経緯

- 平成23年8月 「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」が教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築を提言
- 平成24年2月 「大学ポートレート（仮称）準備委員会」を設置し検討開始
- 5月～10月 準備委員会の下に専門的な調査審議を行うワーキンググループを設置し「教育情報の公表」を中心に議論
- 11月14日 ワーキンググループが「検討経過報告」を取りまとめ、準備委員会に報告

## 「大学ポートレート（仮称）準備委員会ワーキンググループ検討経過報告」

### 基本的な考え方

- 参加・不参加は各大学の任意
- 公表・活用の主眼は教育情報とする
- 情報収集に当たり大学の作業負担を増加させない工夫を行う
- 平成26年度の本格稼働後も継続して改善・改良を加える

### 公表の目的とステークホルダー

- 大学教育を取り巻くステークホルダー、中でも大学進学希望者とその保護者等に分かりやすいものとなるよう構築することが適当

### 公表する情報

- 学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報
- 外部評価の結果（認証評価、国立大学法人評価等）
- 大学進学希望者や保護者等の関心の高い情報
- 大学等の特色が分かる情報

### 公表の形式

- 数値に加えて文字・図・グラフ等を活用。画一的なランキングにならないようペーパービュー形式が適当
- キャンパスの所在地や学問分野などの共通枠組の中で国公立を通じた検索を可能とする
- 大学の作業負担への配慮と公表情報の充実の観点から、各大学HPへのリンクを活用

## 今後のスケジュール

- 平成24年度中に国公立大学の学校基本調査の情報を発信
- 平成26年度から、「大学ポートレート（仮称）」の本格稼働
- 今後とも、大学ポートレート（仮称）の改善・充実に向けて準備委員会等で継続的に検討

※今後の主な検討課題

- ①大学における教育情報の活用、②大学ポートレート（仮称）の運営体制の在り方、③各大学向けのガイドラインの作成、④多言語での公表の方策等

# 大学ポートレート（仮称）準備委員会

平成24年11月27日  
中教審大学分科会(第111回)資料

## 設置

大学における教育情報の活用・公表のための共通の基盤として「大学ポートレート(仮称)」を整備するため、大学団体等の関係者の参画を得て、独立行政法人大学評価・学位授与機構に設置

## 委員名簿

平成24年9月15日現在

(50音順・敬称略)

浅田 尚紀	広島市立大学理事長・学長	関根 秀和	大阪女学院短期大学理事長
安達 淳	国立情報学研究所教授・学術基盤推進部長	高倉 翔	日本高等教育評価機構副理事長
岡本 和夫	独立行政法人大学評価・学位授与機構理事	西尾 章治郎	大阪大学大学院情報科学研究科教授
小田 一幸	東京造形大学理事長	松本 亮三	東海大学観光学部長
金子 元久	筑波大学大学研究センター教授	牟田 博光	東京工業大学名誉教授
小林 浩	リクルート「カレッジマネジメント」編集長	村上 哲也	大月短期大学長
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授	山田 信博	筑波大学長
小林 洋司	桜修館中等教育学校長	山田 礼子	同志社大学社会学部教授
佐久間勝彦	千葉経済大学短期大学部理事長・学長	山本 雅淑	日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター長

○鈴木 典比古 公益財団法人大学基準協会専務理事

○:委員長